

第 6 回 合併協議会 会議録

日 時 平成 1 6 年 6 月 3 日 (木) 午後 2 時 0 0 分 ~

場 所 日吉村住民センター 3 階ホール

広見町・日吉村合併協議会

第6回広見町・日吉村合併協議会 会議録

1 招 集 日 時	平成16年6月3日(木) 午後2時00分										
2 招 集 場 所	日吉村住民センター 3階ホール										
3 協 議 会 の 開 閉 時 刻	開会時刻 午後2時00分 閉会時刻 午後3時24分										
4 出席委員の氏名	広 見 町	町 長	松 浦	甚 一	日 吉 村	村 助	長 役	山 大	本 森	雅 時	之 政
		収入 役	河 野	通 末		夫 光	議 議	長 員	大 山	森 本	時 重
		議 員	坂 本	八 重		議 員	員 識	山 芝	崎 木	重 正	保 進
		議 員	松 田	建 一		議 員	識 識	馬 渡	辺 本	文 幸	雄 惠
		学 識	二 山	隆 哲		学 識	識 識	宮 宮	本 本	幸 芳	孝 春
		学 識	谷 酒	益 太		学 識	識 識	入	田	伸	介
		学 識	岩	郎		学 識	識 識				
		宇和島地方局長 丹生谷 光 嘉									
5 欠席委員の氏名											
6 職務のため出席 した者の氏名	顧 問	赤 松	泰 伸	宇和島地方局			小 谷	龍 也			
	日 吉 村	音 地	喜 良								
	宇和島地方局	山 瀬									
7 出席した事務局 職員の職氏名	事務局長	高田	正博	班員			渡邊	妙子			
	次長	家森	康之	班員			鷺見	寿徳			
	総務班長	松本	幸男	班員			布	正幸			
	計画調整班長	宮本	茂幸								
8 広見町・日吉村 合併協議会規約 第11条により 出席を求めた者 の職氏名											
9 傍聴人の数	6人										
10 協 議 事 項	下記のとおり										
11 そ の 他											

会議次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 開 議
4. 会議録署名議員の指名
5. 報 告
 - (1) 報告第15号 新町名候補選定小委員会報告について
 - (2) 報告第16号 新町建設計画策定小委員会報告について
6. 協 議
 - (新規協議)
 - (1) 協議第61号 一般職の職員の身分の取扱いについて
7. 確 認
 - (1) 新町町章の選定について
8. その他
 - (1) 名付け親大賞等の決定について
 - (2) 第7回広見町・日吉村合併協議会の日程について
9. 閉会あいさつ
10. 閉 会

家森次長 失礼します。定刻になりましたので、ただいまから第6回協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、山本会長がごあいさつを申し上げます。

山本会長 それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べたいと存じます。

先日、当地方、梅雨入りの宣言がございましたが、今日はこのように梅雨の晴れ間でございますでしょうか見事な快晴であります。まことにすがすがしい気持ちでございます。

今日は第6回の協議会を開かせていただきましたところ、全委員さんのご出席を賜りまして、ありがとうございます。

その上、今日は顧問であります赤松県議さんもお同席でございます、ご指導賜りますことを心からお礼申し上げたいと思います。

さて、皆さん方の積極的なご協力によりまして、当協議会も着々と審議が進んでまいりました。残されます案件は、今日1件を確認いたしますと、あともう一つかなというふうになってまいったわけであります。

前々から申し上げておりますように、順調に事が運びますと8月中旬に調印式と、こういうふうなもくろみでおるわけですが、今後の件につきましては、十二分に緒情勢を判断する中で、9月の県議会に間に合うような方向で事を運ばせていただきたいなというふうに考えておるわけあります。

今日は、お手元でございますように、報告は2件、新規の協議が1件、さらに確認ということで1件、そしてその他2件ということでございます。案件としては、数は少ないようでございますが、重大な案件でございますので、どうか十二分にご審議を賜りまして、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

家森次長 会議に先立ちまして、本日は顧問の高山県議が所用より欠席しておりますこと、報告申し上げます。

では、協議会規約の規定によりまして、これからの会議進行は山本会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

山本会長 それでは、会議に入らせていただきます前に、会議録の署名人の指名をさせていただきますと存じます。

事務局の方から原案が出ておりますので、発表いたしますが、よろしくご承諾をお願いしたいと存じます。

今期の署名人としては、広見町の谷口隆義委員、日吉村の芝進委員にお願いしたいと存じますが、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして日程順に従いまして会議に入りますが、日程第

5、報告でございます。2件ございまして、報告第15号さらに16号とございますが、まず最初に、報告15号新町名候補選定小委員会報告をお願いしたいと存じます。

宮本委員長、お願いいたします。

宮本委員長

それでは、新町名候補選定小委員会のご報告をいたします。

第4回協議会で新町の名称については、「鬼北町」と確認されましたので、小委員会が選定したアイデア賞について報告します。

アイデア賞につきましては、去る4月28日、第2回小委員会で新町名候補を選定した後、小委員会委員が各3作品を選び、会議資料2ページにあります20種類を第1次選定としました。第2次選定は新町名候補の選定方法と同じ方法により行い、委員の投票数の多い上位3作品をアイデア賞とすることを確認しました。これにより、「清流」、「高月」、「戸祇」の3作品がアイデア賞に決まりました。

なお、それぞれの作品には複数の応募があることから、後ほど新町名の名づけ親賞等の抽選の後にアイデア賞の抽選も行い、受賞者の決定を行いたいと思います。

以上、新町名候補選定小委員会のご報告といたします。

山本会長

ありがとうございました。

報告事項でございますので、ご承認をいただくことにさせていただきたいと思います。

続きまして、報告第16号新町建設計画策定小委員会の報告について、坂本委員長から報告をお願いしたいと存じます。

坂本委員長

それでは、第3回の新町建設計画策定小委員会で協議をいたしました内容について、概要を報告いたします。

第3回の小委員会は、5月24日午後2時から、広見町町民会館で全員出席のもとで開催をいたしました。

会議では、事務局から第2回小委員会以降の経過説明を受け、2月に県に対して行っておりました新町建設計画案の意見照会についての回答内容と、それに対する修正案が提案説明をされました。

修正内容につきましては、財政計画の見直しによるものや、また字句の修正について指摘を受けたものなどでしたが、このうち財政計画については、当初案の策定期間が本年1月初めでありましたので、それ以降の明らかになった国、県の地方財政政策にあわせた計画とする必要が生じたことを見直しを行った理由であるとの説明がありました。

事務局からの説明を踏まえて、新町建設計画の修正案について協議を行いました。今回提案された内容で事前協議を進めてよいとの確認をいたしましたので、これを受けまして、現在は県に対して事前協議を行って

るところでございます。

今後は、事前協議の回答を受けて最終案を作成をいたしまして、小委員会での確認を経て、その後に本協議会での報告となる予定でございます。

以上、第3回新町建設計画策定小委員会の協議の概要についてのご報告といたします。

山本会長

ありがとうございました。

ただいま報告がございましたが、お手元にも報告第16号の関係資料としてお配りしておりますので、お目通しをいただければありがたいと思います。

本件につきましても報告事項でございますから、これで置かせていただきたいと存じます。

次に、新規協議に入りますが、協議第61号ということであります。

一般職の職員の身分の取扱いについて、本案を議題として事務局の説明を求めたいと思います。

松本班長

失礼をいたします。会議資料の4ページをお開き願います。

協議第61号、一般職の職員の身分の取扱いについて提案をいたします。

一般職の職員の身分の取扱いについて、広見町及び日吉村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

1、職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

2、職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一を図る。

3、職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。

4、職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、類似団体及び地域の実情等を考慮の上、合併後速やかに調整するという提案内容であります。

参考資料についてご説明いたします。参考資料の方の3ページをお開きください。

参考資料の3ページの資料につきましては、平成14年度、それから平成15年度の広見町、日吉村のそれぞれの定員の適正化の実績を表に取りまとめたものであります。この表につきましては、それぞれ日吉村の広報、それから広見町の広報の紙上におきまして、今年の3月に掲載をしたものでありますので、お目通しをいただいたらというふうに思いますが、一応平成15年度の4月1日現在で広見町の職員が一般行政が129人、特別行政が19人、公営企業等が21人、合計169人となっております。

す。この数字につきましては、教育長それから広域事務組合等に派遣されておる職員は含まれておりません。

それで、他の類似団体と比較する場合に使われる数字といたしまして、定員モデル定数というふうなものがありますが、これは一般行政部門の職員数の増減について比較検討をする数値として用いるものですが、これにつきましては広見町が一番下、137人となっております。この類似団体の定数よりも少ない一般行政129人ということになっております。

同じように、日吉村につきましても、平成15年度一般行政が39人、特別行政5人、公営企業等16人、合計60人となっております。日吉村の定員モデル定数につきましても、一般行政の職員の比較でモデル定数が42人に対しまして、一般行政39人ということで、これにつきましても、類似団体の職員数よりは下回った定数になっておるといえると思います。

次に、4ページをお開き願ったと思います。

4ページの資料につきましては、今年のといたしますか、平成16年4月1日現在におきます広見町と日吉村の定年退職予定者の状況を表にしたものでありまして、16年度末から17年度末まで順番に表にあらわしております。合計で233人ということになっておりますけれども、このうち定年退職者が平成16年度末から17年度末までの合計、新町の建設計画を策定している期間ですけれども、この期間に合計で85の方が退職をされるというふうな状況がありまして、これにつきましては全職員の36%に当たる数字となっております。

この定員の管理につきましては、その目的が最小の職員数で住民の福祉の増進に向けて最大の効果を上げるといふ点にありまして、行政水準の向上を図りつつ、定員管理の適切化を通じて貴重な人材を生かすことが必要とされております。

新町におきましても、事務事業の見直し、組織、機構の簡素合理化、民間委託等の活用等スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ることが必要と考えます。

また、この定員適正化計画の策定に当たりましては、数値目標を掲げまして、着実に実行することはもとより、新たな行政ニーズに対しても適切に対処することを配慮しつつ、状況の変化に応じた定員適正化計画の見直しを行うなど、行財政環境の変化に即した定員管理に努めることが肝要と考えます。

また、職員数の削減を図ることによりまして、一番重要な課題であります総人件費の抑制を図っていくことも重要なことだと考えます。

ただ、行政サービスに直接関係ある職員を極端に削減するということになりますと、その目的とする行政活動そのものに支障を来すことにもなりかねませんので、その削減に当たっては、住民サービスを極力低下させな

いような方法で行うことも視野に入れて検討しなければならないというふうに考えます。

次に、参考資料の5ページをお開きください。

この5ページの表につきましては、行政職、単純労務職、それから医療職とあるわけなんですけれども、これらの給料表それから職名、級分類をあらわしたものです。

お目通しいただきましたらわかりますように、一番上の行政職につきましては、職名及び職階についてはほとんど相違がありませんので、これらについては新町において基本的には国と同じとしまして、職名を統一するというにしたいと考えております。

それから、給料表につきましては、現在行政職給料表1、それから行政職給料表2、これが単純労務職の給料表になっております。それから、医療職給料表が広見町が2つ、それから日吉村が次のページにわたりますけれども3種類となっております。これにつきましては、日吉村には医療職給料表2というのがあります、これは栄養士に適用する給料表ですけれども、この表があることによるもので、2つと3つの違いというふうになっております。

職員の給料につきましては、合併特例法第9条第2項にありますように、「合併市町村は職員の任命、給与、その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」と規定されておまして、特定の合併関係市町村職員だったことを理由に、その職員の勤務成績、能力等とは無関係に、他の職員と比べて給与、その他の身分取扱いに関して不公平に処してはならないとされております。

また、地域におきます公務員給与のあり方についてですけれども、近年各地域に勤務する公務員の給与について、その水準がその地域の民間給与に比べて高いのではないかと指摘が多くなっていることから、民間事業の給与など、地域の実情等を考慮して見直しを進めなければならないと考えます。

具体的には、新町においては職員の給料表は国の給料表に倣うこととしたしまして、行政職給料表については、現在と同じ8級制、行政職給料表2については、現行広見町が6級制でありますけれども、これを5級制に。それから、医療職給料表1については4級制、これは日吉と同じになります。それから、医療職給料表2については廃止として、行政職給料表に一本化することとします。また、医療職給料表3については、広見町が現行6級と、これは6ページの方にありますけれども、なっておりますが、これを5級制とするという検討をしております。

これらのことを踏まえまして、職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、類似団体や地域の実情等を考慮の上、合併後速やかに調整するというものです。

なお、調整につきましては、財政事情等を十分に考慮しながら、なおか

つ職員の不利益とならないように、合併後5年以内の早い時期をめぐりに調整をしたいというふうに考えております。

以上提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

山本会長

以上で説明が終わりました。

中身、割合広範でございますので、この際、ご質疑をまず承りたいと存じます。

はい、どうぞ、河野さん。

河野委員

これは非常に職員の身分の関係で大切なことなんですけれども、本来の地方公務員の身分というふうな定義というものは余り明らかにはなっていないんじゃないかなと思ひまして、非常にあやふやな面がございます。

それはそれとしていいんですけども、今後の町村経営の基本となるものは、やはり人件費をどのように抑制し、かつそれをどのように活用していくかという、量よりも質の、人件費というのは質の問題ではなからうかと思うんです。

非常にこの辺の計画になると、すぐのものを大体重心に置いてやりますけれども、人というものはやっぱり質が大事になってまいりますから、そこらのことも十分考えておく必要があるんじゃないかなと思うわけであり

ます。具体的になんて質問したいんですが、日吉村と広見町とでは、ここの4ページにもありますように、かなり賃金、給与に差がございます。先ほどの説明では、5年間で調整するというところでございますが、当然調整せなしたら、単年度で調整するというのは非常に問題があるかと思ひますが、5年間かけてやるということになると、財政事情等もありますけれども、これはできるだけ早く、5年間という一つの想定をしても3年程度でやってしまわないと、逆に職員の勤務意欲というようなものも若干低下するんじゃないかなと思ひまして、これは財政事情が許す限り、やはり早く調整をして同一の職場で働く以上、同じ条件で働いて、町民のために一生懸命働いてもらうような方向でやってもらいたいと、このように思ひます。

山本会長

ほかにございますまいか。

今の河野さんの方から大変適切かつ温かいお話を承りました。お説のとおりでありまして、やはりこれは数もさることながら、いわゆる職員の質、これを追及することは当然でございます。これは新町になりましてから後の、どういいますか組織の問題なり、そして新しく就任されます首長さんの識見なり、そういうものには大きくかかわってくると思ひますが、しかしそれまでも、もう今の時点からお互いの町や村の職員に対して、そ

ういうことを常日ごろ職員を指導する中で、お互いが資質の向上に努めるということは、当然すべきだと思っております。

手前みそになりますけども、先日の我が村の3月定例会におきましても、厳しい質問がございまして、その旨の答弁をいたしておりますが、早速議会後職員会を開いて、そして意識それから意欲、コスト意識とか、そういう公務員に今求められておりますいろんな条件を提示して、お互いに頑張ろうじゃないかというふうなこともやっておるわけではありますが、当然広見町においてもおやりだと思っております。そういうことでございますので、これは十二分にご意見に対して、今後取り組ませていただくということにさせていただきたいと思えます。

それから、5年以内という説明に対して、早くせよというお説でございますが、これもうなづける点でございます。

これも、新町になりましてから、以降の財政事情との関連もございまして、そういうふうな方向で努力をするということで、協議会の場合は収めさせていただきたいと思えますがいかがでございましょうか。

河野委員

はい。

山本会長

そうですか、ありがとうございます。

今般の合併は、新しい時代に向けての、どういたしますか、新しい組織、そういう行政組織を見直そうとするのも狙いではありますが、裏を返せば、やはり経費の節減ということもあるわけでありまして、そういう面からいきますと、お互いのこの資料を眺めましても、モデルケースに比較して決して多くはありませんけれども、2つが1つになることにおいて、やはりむだが省けていくんじゃないかということもあるわけありますから、そういうことを十二分に勘案する中で、今後の新町の運営に期待をかけたというふうに思っております。

それでは、4項目出ておりますが、もう一々読み上げませんが、全体的に事務局が提案申し上げました一般職の職員の身分の取扱いについては、10年間に約85人の退職がございまして、3分の1の補充がありますので、実質的には60人ぐらいの減になるかと思っておりますが、そういうことで取り組みまして、さらに待遇については、今ご説明ありましたように、5年間の目標でございまして、できるだけそれを短縮する方向で検討させていただく。

さらには、職員の資質の向上については、言わずもがな、これはもう今の段階から取り組ませていただくということにさせていただきたいと存じます。

そういうことでございまして、もう朗読いたしません、協議第61号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきますでしょうか。

一同 異議なし。

山本会長 ご異議ないようでございますので、本日付で確認と決定させていただきます。

続きまして、確認事項ということにいたしておりますが、新町の町章の選定について、事務局の説明を求めたいと思っておりますが、既に2月の第2回の協議会におきまして、協議第17号慣行の取扱いという項目で確認をいただいております。

その内容を眺めてみますと、まず第1項に、「町章、町花及び町木は合併までに公募によって選定する」と、こういうふうに確認がなされております。

2項では、町民憲章、宣言、シンボルマーク、キャッチフレーズ、町歌等は合併後新町で定める。

そして、3項といたしましては、名誉町民の件がうたわれておるわけですが、第1項に申し上げましたように、町の章、町章については合併までに公募によって選定するというご確認をいただいておりますので、今日その件について補てんをさせていただくわけでございます。

事務局の説明を求めたいと存じます。

宮本班長 失礼をいたします。会議資料の5ページをお目通しください。

確認事項、新町町章の選定について。

新町町章の選定について提出する。平成16年6月3日。会長山本雅之。

これにつきましては、今ほど会長の方から説明がありましたように、2月の第2回合併協議会で確認をされております内容につきましては、その後の協議会での対応についてご検討いただきたいということで提案をしております。

町章につきましては、町の発展、住民の平安や幸せなど、さまざまな思いをもとに、その町のイメージを図案化し、シンボルとして新しい町の続く限り使用していくものであります。

先月の第5回合併協議会において、新町の名称を「鬼北町」と確認いただきましたものを受け、今回公募するものであります。

公募に当たり、幹事会においても内容の検討をいただきました結果、合併協議会において小委員会を設置して、公募から候補の選定までをお願いしてはどうかというふうな結論に達してございました。その内容につきましては提案を申し上げます。

また、後ほどスケジュールにおいて説明をいたしますが、町章の決定時期から逆算をいたしますと、大変短い時間の中でそれぞれの決定事項をこなしていく必要があり、一部事務手続の省略化及びこれまでの小委員会の設置とは若干異なる事務作業となることをご了承いただきたいと思います。

す。

1枚開いていただきまして、そこに広見町・日吉村合併協議会小委員会規定に基づき策定いたしました新町町章候補選定小委員会設置要綱(案)を記載しております。内容をご説明申し上げます。

まず、小委員会の所掌事務ですが、1としまして、2町村が合併した場合における新町の町章の候補の選定。2番目に、町章の募集方法に関する事。3番目に、町章の選定基準に関する事。4としまして、商品及びその贈呈対象者の決定方法に関する事。そして、その他町章の選定に關し必要な事項としております。

次に、組織であります。第2号委員が各町村1名、第3号委員が各町村1名、4号に定める委員が各町村2名の合計8名で構成することとしております。

この新町町章候補選定小委員会の設置にご同意いただきましたら、次の7ページにあります小委員会名簿でございますが、両町村からの委員の選任をお願いいたします。

次に、8ページをお開きください。

今後の町章選定のスケジュールであります。合併期日が平成17年1月1日と決まっておりますことから、本日から6カ月を逆算してまいりますと、新町発足のための事務的な準備及び庁舎や主な施設の町章の作成、町の旗の作成などを考慮して、できるだけ早い時期の決定が欲しいわけですが、遅くとも10月当初には決定をしておく必要がございます。そこで、決定時期を10月の合併協議会としましても、小委員会で候補を選定し、合併協議会に提案をするのは9月の協議会になろうかと存じます。

それらを検討いたしましたところ、6月中旬には公募を開始して、1カ月半の公募期間を置きましても、8月中に小委員会で選考しなければならないというふうなことになりますし、8月は合併調印も予定しておりますし、町村におきましてはイベントや盆行事等大変忙しい中での作業となっております。

本来ですと、第1回目の小委員会を開催いたしまして、募集要項の審議をいただいて、合併協議会に提案して確認を受けた後、応募要綱の発表、送付を行うわけですが、その手続を踏みますと、すべてのスケジュールが約1カ月近く遅れることとなります。合併時点での事務の運営にも支障を来す恐れがあることから、本日の協議会で第1回の小委員会にお諮りをいたします募集要項の内容について、大筋をご承知いただいて、これに基づき細部については小委員会で検討をいただきたいと存じております。

小委員会につきましては、委員さん方の日程調整により来週早々に開催できればというふうに考えておりますが、内容につきましては検討をし、決定したことにつきましては、合併協議会の委員さんの皆様方に、その内容を文書でお知らせして、ご了解をいただきたいというふうに考えております。

そこで、9ページから記載しております新町の町章募集要項（案）について、内容のご説明を申し上げておきたいと思っております。

まず、趣旨ですが、第1条に、この要項は、広見町及び日吉村の2町村が合併して誕生する鬼北町（以下「新町」という。）の町章を募集して、新町の将来像である「豊かな自然と人々が響きあうまちづくり - 森がすくすく、川がいきいき、人が元気 - 」にふさわしい町章候補を選定することを目的とするとしております。

次に、第2条として、募集する町章の概要をうたっております。

1番目に、新町の将来像である「豊かな自然と人々が響きあうまちづくり - 森がすくすく、川がいきいき、人が元気 - 」にふさわしい町章とする。

2番目としまして、町旗、バッジにも使用可能なデザインとする。

3番目に、用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション、これはほかのことですが、で表したものは不可とする。

4番目に、自作の未発表作品とする。

次に、第3条で、募集方法については公募することとしております。これは合併協議会の中で確認をされております内容ですので、公募ということにしております。

第4条で、応募の条件、方法、期間等について規定をしております。

まず、応募資格は問わない。また、同一人の応募は、何点でも可能とするとしており、これにつきましては、全国の方どなたでも応募ができるというふうなことで、全国に募集をするというふうなことにしております。

次に、先ほどスケジュールでご説明いたしましたように、大変限られた時間の中で募集するというところで、募集期間は平成16年6月15日から平成16年7月31日までとするとしております。これにつきましては、募集開始について、実際に小委員会を開きまして、細部にわたっての協議をして、その内容によりまして募集を行うわけですが、そのチラシ、ビラ等の配布につきましては若干遅れる可能性があります、15日までには小委員会を開きまして、委員さん方にその内容を報告し、それに基づきまして、15日から募集ができるような段取りでいきたいというふうに考えております。

次に、応募に当たっての注意事項としまして、応募は応募用紙または縦横15cmの枠を書いたA4の白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示する。用紙1枚につき1作品とする。

応募に当たっては、デザインの趣旨（100字以内）、住所、氏名、年齢、性別及び電話番号を用紙に記載することとしております。この応募用紙につきましては、募集チラシのデザイン、内容などと一緒に小委員会で検討いただきたいと考えております。

次に、作品の提出方法としまして、持参または封書による郵送とし、提出先を広見町・日吉村合併協議会事務局とすることとしております。た

だ、ここで持参というふうなことを書いておりますが、これにつきましては、あくまでも事務所で仕事をしております開庁時間というふうなことでご理解をいただいたらと思っておりますが、31日になつとるので夜持ってきて構わんかとか、時間外に持っていったがだれもおらなかったなんで受付をしてくれなかったとかというふうなことになると困りますので、その点は持参の場合の時間をある程度小委員会の中で明確に検討いただいとつたらというふうにご検討しております。

続きまして、周知の方法ですが、新町の町章募集については、ホームページ、協議会だより、募集チラシ、町村広報等で周知するとしております。

選定方法は、新町町章候補選定小委員会において、採用候補作品5点以内を選考し、協議会において1点を選定するとしておりますが、この選考内容につきましても、小委員会で細部まで検討してご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、候補として選定された方々への賞金ですが、事務局の考え方としては、町章のデザインは新町のシンボルマークとして新たな町のイメージを凝縮したものであり、そのデザインに対する発想なども同時に審査することから、その特殊性や最近の合併市町村の先例なども参考にいたしまして、最優秀賞に1人、30万円、優秀賞に4人、1人につき3万円かどうかというふうにご検討しております。これにつきましては、応募される方々の熱の入れよう、また合併協議会の経費の支出にも影響のあるものですから、この後今日の協議会で金額の決定はさせていただきたいと存じます。

また、選考結果の発表につきましては、協議会だより、ホームページ、町村広報等で発表するとともに、入賞者には別途通知をいたします。

著作権につきましては、採用作品に関する一切の権限は広見町・日吉村合併協議会及び新町に帰属するものとして、応募作品は返却しない。

また、「採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合、またはモロク口等で使用する場合があります」と規定をして、その他新町の町章候補選定に関し必要な事項については、小委員会において別に定めることとしております。

募集要項につきましては以上であります。本日提案いたしました内容についてご協議いただき、募集要項について大筋で確認をいただきましたら、今後は小委員会に付託をいただきまして、細部については小委員会で検討協議し、決定した内容につきましては、合併協議会委員さんには文書で通知を申し上げ、また今後の協議会でも随時報告をさせていただくということでご了解をいただきたいと思います。

また、委員に選任されます方々にも大変忙しい時期の選定作業となりますが、新たな町のマークでありまして、もしこれが日本国でありましたら国旗の設定というふうな内容になるかと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長

以上で説明が終わりました。

これから質疑、ご意見を受けたいと存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

今、事務局が説明いたしました。非常に急いだようなスケジュールになっておりまして、ご迷惑を相かけるわけではありますが、どうぞそれも含めてご了解の上、ご審議をいただきたいと思います。

設置要項の案については、恐らくご異存ないと思うんですが、この要項についてはご承認いただけますか。

一同

異議なし。

山本会長

ご異議ないようでございますから、それから要項の中で、特にご議論のある点は、今宮本君言いましたように、最優秀賞に30万円、優秀賞、4名、1人3万円でありますから、合わせて42万円の経費が要るわけですが、これの可否と申しますか、これについてはご議論があると思えますけれども、承っておきたいと思えます。

他の市や町の事例等も参考にしておるようでございますが、やはり全国版で募集をかけるとなりますと、やはりかなりどういいますか、作製に込められた熱意と申しましょうか、識見と申しましょうか、そういうものの評価になってくるというふうに言っておりました。そういうことで、とりよによって高いじゃないかというご意見もあると思えますけれども、またある面から考えれば、これはかなり長期にわたって使っていくものでございますので、それなりの評価ができようかと分かれるところでございます。

それでは、ここでちょっと休憩をとらせていただきますが、再開を3時といたします。15分程度。

その間に、先ほど事務局がご提示いたしました2号委員からそれぞれ1名、3号委員からそれぞれ1名、4号委員から二方ずつのご選任をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

- 休憩 -

山本会長

それでは再開をいたしたいと思えます。

休憩中にそれぞれの町村で小委員会の委員さんのご選任をいただいておりますので、事務局から発表させていただきます。

宮本班長

失礼いたします。

それでは、ただいま選任されました委員さんの発表をさせていただきたいと思えます。

2号委員としまして、広見町は河野収入役さん、日吉村、大森助役さん、3号委員の議員につきましては、広見町が松本委員さん、日吉村が山崎委員さん、4号委員、学識経験者につきましては、広見町が酒井哲夫委員さん、二宮建一委員さん、日吉村が宮本芳春委員さん、入田伸介委員さん、以上8名の方でございます。

後ほど、この協議会が終了しましたら、下の会議室の方で委員長、副委員長の選任をさせていただきたいというふうに思えますので、大変ご迷惑をかけますが、会終了後、5分、10分ぐらいのお時間をいただいたらというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

山本会長

ただいま発表ございました8名の各委員さん、大変短時間のうちにお手数をお煩わせますけど、よろしく願い申し上げたいと存じます。

それでは、休憩前にお諮りをいたしました小委員会の設置要綱はご異議ございませんので、ご承認ということにさせていただきますが、続いて募集要項、この賞金等も含めてご意見を伺いまして、原案でよければきょうこれでご承認をさせていただきたいというふうに考えるわけであります。

はい、ありがとうございます。山崎委員。

山崎委員

要項、9ページにございますが、これについて2点私の考えを述べたいと思えますが、まず応募方法の中で、第4条ですが、先ほど説明の中で1町1村の住民以外、いわゆる全国的な範囲の中から募集をするんだという説明がございましたが、「鬼北町」という町名募集についても、現在の1町1村の対応の中で決められた中で、町章についても将来の「鬼北町」の住民でやられてはどうかということの考えであります。

もう一点は、第7条にございます最優秀賞の1人30万円という賞金でございますが、これがちょっと高過ぎやしないかと。先ほど申し上げましたように、1町1村で募集をして、その中から選定をするということになると、先ほどの町名賞金と比較してちょっと高過ぎはしないかという、この2点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

山本会長

事務局の方から答弁させたいわけではありますが、まず私の見解といたしますか、所見を申し述べさせていただきたいと思えます。

町名の募集と町章の募集は、いささか内容にどういいますか差異があるんではなからうかなというふうに思えます。というのは、町名もある地域によっては、広く全国民から募集された地域もございますが、大半が町名については、市町村名については、その地域が多かったように思っております。

ただ、町章ということになると、これは多分に芸術性といえますか、本

当にこれは、この地域の方々の、どういいますか知識が低いというふうな意味で言うわけじゃありませんけども、やはり広く専門家も含めた中で、これはやはり100年、200年使っていく一つのシンボルマークでありますから、広く呼びかけて、できるだけ、どういいますかいいものを選定したいという考え方でこういうことにしたと私は思っておりますが、ご意見としては当然わかりますが、今山崎委員の発言にご賛同の方があれば伺いますが、いかがでございましょうか、なければもう絶対多数で収めさせていたきたいと思えます。

一同 異議なし。

山本会長 どうもご賛同ないようでございますから、ご意見として一応記録にはとどめますが、原案でひとつやらせていただくことをご承認いただけますでしょうか。

一同 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございます。さようにさせていただきますと存じます。

それでは次に、新町の名づけ親賞選定に入るわけであります。

これは前回もそうであったようであります。大賞については会長が抽選箱から抽選を行う、こういうふうになってございますが、そのような取扱いでよろしゅうございましょうか。

一同 異議なし。

山本会長 私としては、大賞1名、それから名づけ親賞が8人ということで、都合「鬼北町」の中から9人の方を選ぶわけであります。それから、佳作が4作品でそれぞれ1名、合わせて13の抽選を行うわけであります。半分松浦副会長さんに私はお願いしたいと思うんですが、いかがですか。やってやらないや。

松浦副会長 はい。

山本会長 そうということで、私が7点と、それから松浦町長さんに6点引いていただきます。

それから、アイデア賞につきましては、宮本小委員長が抽選することになっておるようでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

渡邊班員 「鬼北」が全部で109件ありましたので、今これ混ぜましたから入れ

させていただきます。

発表します。名付け親大賞は日吉村、宮本宗徳さんです。

次に名付け親賞ですが。

まず1番目、日吉村、宮成トキエさん。続いて広見町、田中あゆみさん。3人目広見町、山下安さん。4人目、広見町、布美香さん。5人目、広見町、清家英行さんです。6人目です。広見町、久光義孝さんです。7人目、広見町、浅野真矢さんです。最後8人目です。広見町 渡辺成美さんです。

以上で名づけ親大賞と名づけ親賞の抽選を終わります。

続きまして、佳作の抽選を行います。

まず最初に、「広吉」が66件ありました。ここの中から1名だけ抽選をします。「広吉」の佳作なのですが、発表します。日吉村、萩森晴吉さんです。

続きまして、佳作、町名「吉見」が41件ありました。発表します。広見町、谷本美枝子さんです。

続いて、「見吉」も、これ41件ありましたので入れます。広見町、渡辺多加子さんです。

最後、「美郷」ですが、7件ありましたので入れます。発表します。広見町、松本包美さんです。

引き続きまして、アイデア賞の抽選を行いたいと思いますので、小委員会の委員長さんと副委員長さん、お願いします。

アイデア賞、まず「清流」が17件ありました。1名を抽選していただきます。発表します。広見町、葛川裕幸さん。

続きまして、「高月」が7件ありました。入れます。発表します。広見町、松浦ケイ子さんです。

アイデア賞、最後「戸祇」ですが、3件ありましたので入れます。発表します。広見町、芝秋義さんです。

以上です。ありがとうございました。

山本会長

それでは、日程第8のその他(1)であります。名づけ親賞大賞の決定、さらに名づけ親賞、それぞれ佳作も含めて13人の方の当選が決まりました。

続いて、宮本小委員長と副委員長さんのもとでアイデア賞が選ばれました。3名の方が入賞されました。

以上をもちまして、名づけ親大賞、さらにはアイデア賞の選考を終わりたいと思います。

次に、第7回7月の予定であります。本協議会の開催日程の調整をとらしていただきたいと存じます。

お手元の資料にございますように、第7回は7月1日でございますが、木曜日、午後2時から広見町民会館3階大会議室で予定をさせていただきたいと存じます。よろしく、日程調整の方お願い申し上げたいと存じます。

それでは、以上をもちまして本日予定をいたしました案件すべて終了いたしましたので、閉会をいたしますが、ここで松浦副会長の方からごあいさつを申し述べたいと思います。

松浦副会長

失礼をいたします。大変スムーズに会を進めさせていただきまして、今日が一番早いのではないかと思います。これで終わることになりました。

今ほど名づけ親大賞、そのほかアイデア賞等々決定をいたしました。大変ありがとうございました。

なお、もう皆さん方ご案内と思いますが、目標としては8月17日に調印式、知事さんをお迎えをして調印式をやるというふうな予定にしております。大体知事さんの方も了解ということであるそうでございますので、そのようにそれぞれ心にとめておっていただいたらというふうに思いますが、内容等々については、また幹事会の方でよその地区との状況も勘案をしながら決定をしていくというふうなことでございまして、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

先ほど山本会長さんの方からもお話ございましたけれども、この協議会も大きな坂は越しまして、あととにかく細かいことを議論をすればあると思っておりますけれども、いつも申し上げておりますように、合併に向けての夢を語るというふうな気持ちで、お互い互譲の精神で、今まで協議をしてきたことが必ず実を結ぶように、お互い今後とも一致協力して17年1月1日、気持ちよく迎えられるようによろしくお願いをいたしまして閉会とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。お疲れでございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

広見町・日吉村合併協議会会長

会 議 録 署 名 人

会 議 録 署 名 人